

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	国東市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kunisaki.oita.jp/soshiki/kikaku/

執行機関名 国東市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	26	
番号法別表第2の項	37	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第6の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)第1条	国東市特別支援教育就学奨励規則(平成28年国東市教育委員会規則第6号)第1
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、国東市立小中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学奨励費」という。)を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		国東市特別支援教育就学奨励規則(平成28年国東市教育委員会規則第6号)